

湯沢市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

令和3年3月31日

告示第56号

(趣旨)

第1条 この告示は、木造住宅耐震診断支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、湯沢市耐震改修促進計画に基づき、地震による木造住宅の倒壊等を未然に防止するための耐震診断を行うことで市民生活の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において「耐震診断」とは、一般財団法人日本建築防災協会が定める一般診断法に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断し、評価することをいう。

(対象住宅)

第4条 事業の対象となる住宅は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 市内に存すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものであって、店舗等の用に供する部分の床面積が述べ床面積の2分の1未満のものを含む。）であること。
- (3) 令和2年度までに湯沢市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱（平成27年湯沢市告示第16号）による補助金の交付を受けて耐震診断を実施していないこと。

(対象者)

第5条 事業の対象となる者は、対象住宅を所有し、又は共有（所有していると認められる場合を含む。）している個人とする。

(事業の申請等)

第6条 事業に申し込もうとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震診断申込書（様式第1号）に対象住宅の着工した時期が分かる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項に規定する申込みがあったときは、その内容を審査し、事業の実施の可否について決定し、木造住宅耐震診断実施承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（費用負担）

第7条 事業の実施を承認された申請者は、事業に要する経費のうち、1件当たり1万円を負担するものとする。

（結果通知等）

第8条 市長は、事業を実施し、耐震診断の結果が判明したときは、木造住宅耐震診断結果報告書（様式第3号）により申請者に当該結果を通知するものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。